

英会話ブートキャンプ お申し込み規約

株式会社 日本アーサー／アーサー外語学院



■本規約の目的

(1)この規約（以下「本規約」という）は、

株式会社日本アーサー／アーサー外語学院（以下「当社」という）が提供する通学型英会話学習プログラム「英会話ブートキャンプ」への参加に関する条件を定めるものです。

(2)当社に英会話ブートキャンプへの参加を申込み、当社が参加を承諾した方（以下「受講生様」という）は、本規約に定める条件のもとで、

英会話ブートキャンプに参加することができます。（以下「受講契約」という）

(3)英会話ブートキャンプは、以下の内容を含むものとします。

①受講生様は、当社が指定する場所に規定日数通学し、

「英会話初心者初級者の方々が、「日常会話を概ね話せるようになる」

TOEIC600相当を目指す英会話学習プログラムを受講します。

②当社は、受講生様2～4名ごとに1名以上の英語を母国語とする講師を受講生様の指導に当たらせてます。

③当社は、受講生様に規定日毎日の昼食を提供します。

■お申し込み

(1)英会話ブートキャンプへの参加を希望する方（以下「希望者様」という。）が、受講契約の申込みをする際は、当社のインターネット予約フォームに必要事項を記入の上、送信し、予約申込みをするものとします。

(2)希望者様は、受講初日の5営業日前までに受講料全額のお支払いが必要です。

各教室に直接お持ち込み頂くか、当社所定の金融機関口座へお振込み下さい。

受講契約は、受講料のお支払いが確認されたことにより締結されます。

なお、お支払方法はお持ち込みか口座へのお振込みのみで、クレジットカードなどのキャッシュレス決済は取り扱っておりません。

(3)当社は、以下の理由のより受講契約の締結をしない、または受講契約の解除をすることがあります。

- ①希望者様が18歳未満の場合、
- ②妊娠中の場合、
- ③心臓病等健康に不安のある場合、
- ④当社と競業する事業を営む者が当社の事業調査目的で参加しようとする場合、
- ⑤暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業の関係者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団等（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当する場合、
- ⑥特定の日の受講契約の申込み数が募集予定数に達した場合、その他合理的な理由がある場合、受講契約の締結を承諾しないことがあります。

(5)受講生様のうち、お身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、補助犬使用者の方、その他の特別な配慮を必要とする方が、第1項の仮予約申込み後、英会話ブートキャンプ初日の1週間までの間にその旨当社にお申し出いただいた場合、当社は合理的に可能な範囲内でこれに応じます。

なお、受講生様からの当該お申し出に基づき、当社が当該受講生様のために講じた特別な配慮に要する費用は当該受講生様のご負担とします。

■受講生様からの受講日変更のお申し出

(1)病欠などのやむを得ない事由により、

受講生様から欠席並びに振り替え受講のご要望があった場合、客観的に欠席理由を証明できる受診票や証明書等を拝見できれば、次回以降コースの同じ日目に振り替えることができます。

ただし、受講料の一部の返金は致しかねます。

また、客観的にやむを得ないと判断できない理由での欠席は、振り替え受講や受講料の返金は致しかねます。

■受講生様の交替

- (1)受講生様は、当社が承諾した場合、受講初日の前日までに、
所定の手数料（一変更5,000円税込）をお支払いいただくことにより、
受講契約上の地位を他人に譲渡することができます。

■途中参加／途中退出について

- (1)受講生様は、英会話ブートキャンプに途中から参加することはできません。
受講日の受講開始時刻に到着が間に合わない場合は、
受講日当日の取消(取消料は受講料の100%)として取り扱わせていただきます。
- (2)受講生様が英会話ブートキャンプを途中退出する場合は、
そのまま受講終了とさせて頂き、受講料の払戻しは致しません。

■取消料のかかる、受講生様による契約の解除

- (1)受講生様が、受講契約の成立後、以下の時点で受講契約を解除したときは、
当社に対し、それぞれ同表の右欄の取消料を支払うものとします。
- ・受講日の4営業日以上前の取消は取消料はかかりません。
 - ・受講日から3営業日前まで（日曜月曜祝日は含まれません）の取消の取消料は受講料の50%。
 - ・受講日当日の取消の取消料は受講料の100%

■取消料のかからない契約の解除（お支払い済みの受講料は全額返金いたします。）

- ①正式な申込み後に受講契約内容に重要な変更が行われたとき。
- ②当社の責に帰すべき事由により、日程通りの開催が不可能となったとき。
- ③当社の事情により、当社が指定する場所に変更がなされ、
受講生様が通学を難しいと判断した場合。
- ④台風や地震等の自然災害等で英会話ブートキャンプ自体の開催が困難であると当社が判断し、英会話ブートキャンプ開催自体をキャンセルした場合。
- ⑤受講生様の数が当社の定める最少催行人員に達しなかったとき。
- ⑥前各号に定めるほか、受講契約の継続が困難であると当社が認めたとき。

■受講生様の責任

- (1)受講生様は、受講にあたって当社の指示に従わなければなりません。
- (2)受講生様は、他の受講生様に自己又は第三者が提供する英会話ブートキャンプと競合するものへの参加を勧誘してはなりません。
- (3)受講生様が本規約若しくは受講契約に違反し、又はその他故意若しくは過失により当社に損害を生じさせたときは、当該受講生様は当社の損害を賠償しなければなりません。
- (4)受講生様は、当社から提供される情報を活用し、本規約又は受講契約に規定された受講生様の権利・義務その他の内容について理解するように努めなければなりません。
- (5)受講生様は、受講開始後に、本規約又は受講契約規定されたサービスについて、規定内容と異なると認識したときは、速やかに当社にその旨を申し出なければなりません。
受講生様が当該申し出を怠ったときは、当社は、本規約又は受講契約、その他の当社と受講生様との間の契約の規定内容と実際のサービスの差異（ただし、当社の故意又は重過失により生じたものを除きます。）に起因する損害につき一切の責任を負いません。
- (6)台風や地震等の天災発生時や、それに準ずる事変の発生時で、英会話ブートキャンプの開催が難しいと予想される場合、受講生様は当社からの連絡により英会話ブートキャンプの開催を確認してからご来校をお願い致します。

■当社の責任

- (1)当社は、受講契約に関し、当社の責めに帰すべき事由により受講生様に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。
- (2)前項の賠償額は、受講生様が当社に支払った受講料の額を限度とします。
ただし、当社の故意又は重過失による場合は、この限りではありません。

■本規約の変更

- (1)当社は、受講生様に変更内容及び変更の時期を周知することにより、
本規約を変更することができるものとし、
本規約を変更した場合、受講契約に基づくサービスに関する一切の事項は、
変更後の本規約によるものとします。

■準拠法及び管轄

- (1)本規約及び受講契約の準拠法は日本法とします。
(2)本規約又は受講契約に関する紛争は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を
第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2020年1月7日施行

株式会社日本アーサー／アーサー外語学院 代表取締役社長 安藤行雄
〒164-0012 東京都中野区本町4-44-16 高橋ビル301
本部代表 03-3392-8591
(火～土／昼1時～夜10時 日曜月曜祝日は休)

